

平成26年6月 2日

情報開示決定通知書

(請求者)

様

大刀洗町長 安丸 国勝 印



大刀洗町情報公開条例第4条第1項の規定により、平成26年5月24日付けで請求がありました情報の開示等については、情報の全部を開示することに決定しましたので、同条例第14条第1号の規定により通知します。

1 請求情報の件名又は内容

「大刀洗sg」(旧FB良品含む)の月ごとの売上、数量などを記録した文書

2 情報の開示をする日時及び場所

大刀洗町役場 地域振興課内

3 開示の方法

閲覧  写しの交付  閲覧及び写しの交付  その他( )

4 事務担当課

大刀洗町役場 地域振興課 自治振興係

※ なお、郵送による写しの交付を請求される場合、その旨を明記の上 10円の郵便為替(50円以下の場合切手)と返信用封筒(切手貼布したもの)を納入下さい。

平成26年6月2日

情報非開示決定通知書

殿

大刀洗町長 安丸 国勝 印



大刀洗町情報公開条例第4条第1項の規定により、平成26年5月24日付けで請求がありました情報の開示等については、情報の全部を開示しないことに決定しましたので、同条例第14条第3号の規定により通知します。

1 請求情報の件名又は内容(整理番号 )

1 「JAPAN satisfaction guaranteed」および「大刀洗sg」のWebサイト掲載情報の修正依頼についての記録(平成26年1月以降分)

2 決定の理由

該当文書なし

3 事務担当課

地域振興課

4 一定期間の経過により、非開示箇所を開示できる場合の有無(有・無)  
(開示できる場合)

当該情報は、 年 月 日から開示できます。(ただし、開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要になります。)

この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、不服申立てをすることができます。